

国官会第1855号
国地契第86号
国総入企第58号
平成19年3月2日

警察庁刑事局長 殿

国土交通省大臣官房長
国土交通省総合政策局長

国土交通省発注工事及び建設業からの暴力団員等による
不当介入の排除について

かねてより、国土交通省地方整備局等が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）においては、暴力団からの不当要求等の情報を入手した場合には、速やかに警察当局に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこととしているところであり、また、各建設業者団体に対しても、暴力団員等から不当要求又は工事妨害等があった場合には、速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力にも努められるよう要請しているところです。

一方、警察当局におかれても、かかる通報を受理した場合には、その内容に応じて、対処要領を教示するとともに、違法行為については、事件検挙、暴力団対策法に基づく行政命令の発出、及び関係者への保護対策の徹底が図られていると承知しているところです。

今般、発注工事については、先の警察庁刑事局長からの「公共工事からの暴力団排除の推進について（依頼）」（平成19年3月2日付け警察庁丙暴発第3号）を踏まえ、暴力団員等による不当介入の排除をより一層徹底するため、公共工事受注業者に対し、発注工事において暴力団員等による不当介入を受けた場合は警察当局への通報を行うこと及び捜査上必要な協力を行うこと、また発注機関への報告を行うことを義務づけるよう措置いたしました。

また、各建設業者団体に対しても、引き続き警察当局に協力するよう要請したところです。

つきましては、暴力団員等による不当介入の排除が徹底されるため、警察当局において、改めて、下記の措置を徹底されるようお願い申し上げます。

記

- 1 警察当局は、公共工事受注業者が通報及び捜査上必要な協力を行ったときは、不当介入を行った暴力団員等を迅速かつ確実に取り締まること。
- 2 警察当局は、通報及び捜査上必要な協力を行った公共工事受注業者及び報告を受けた発注機関職員の保護対策に万全を期すこと。